

# 日本ボランティアクラブむつごろう

## 会則

第一条 この会は、日本ボランティアクラブむつごろうという。

第二条 この会は、佐賀市に対して、環境に関する事業を行い、市民のマナーアップに係る問題の改善や解決をはかり、ゴミの無い街づくりを目的とする。

第三条 この会は、第二条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) クリークや道路のゴミ拾いの活動
- (2) ゴミの不法投棄や器物破損の情報を、佐賀市に報告する。

第四条 この会に次の役員をおく。

- (1) 代表(1名)

代表は、本会を統括する。

- (2) 副代表(若干名)

副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

- (3) 会計(1名)

会計は、本会の会計の一切をつかさどる。

- (4) 代表、副代表、会計、をもって役員会を構成する。

第五条 この会則に定めない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

第六条 この会は、平成 23 年 11 月 17 日から施行する。

## 補足

- 1、 危険と見なす場所では活動をしない。
- 2、 会費は無料とする。
- 3、 活動中事故に合った場合は佐賀市役所担当課に、すみやかに報告するものとする。
- 4、 健康でゴミ拾いをさせて頂けることに感謝すること。
- 5、 活動者は、自宅のゴミを持ち込まないこと。
- 6、 活動中に、金品を拾った場合は、速やかに警察 1 1 0 番に通報し、  
もし持ち主が現れ無い時は、又は、お礼を頂いた時は、  
その地区の行政に全額寄付する。